【都市整備課】　　R6.4.1 時点

(1)　部の人事及び事務分掌に関すること。

(2)　部の庶務に関すること。

(3)　市有建築物並びにその附帯施設の工事の設計、施工及び監理に関すること。

(4)　都市計画の企画調整に関すること。

(5)　国土利用計画に係る届出及び許可に関すること。

(6)　公有地の拡大推進に関すること。

(7)　市街地再開発に関すること。

(8)　土地区画整理事業に関すること。

(9)　阪南丘陵開発事業に関すること。

(10) その他地域整備に関すること。

(11) 開発行為に係る協議及び指導に関すること。

(12) 建築確認申請に関すること。

(13) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に関すること。

(14) 地区計画の届出に関すること。

(15) 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。

(16) 市内循環バスの運行に関すること。

(17) 交通バリアフリーに関すること。

(18) 駅施策に関すること。

(19) 屋外広告物の許可に関すること。

(20) 第二阪和国道の整備促進に関すること。

(21) 広域まちづくり課との連絡調整に関すること。

(22) 空き家施策及び空き家の適正管理に関すること。

(23) ウォーカブルシティに関すること。